

## コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方

コメントの概要	コメントに対する考え方
第1条（一般顧客から除かれる者）関係	
<p>米国の Commodity Futures Trading Commission (CFTC) の登録を受けている Commodity Trading Advisor 及び Commodity Pool Operator として登録されている法人は、第1号或いは第2号に相当する外国法人に該当すると理解しておりますが、宜しいでしょうか。</p>	<p>第1項及び第2項に掲げる者を規制する法律に相当する外国の法令に準拠して外国において業務を行っている者であれば第3項に掲げる者に該当するものと考えます。</p>
<p>第5号「金融庁長官が指定する者」として、SPC（資産流動化法上の特定目的会社）、有限会社を指定していただきたい。</p>	<p>特定のSPCについては、コメントを踏まえ金融庁長官の指定とすることとします。</p>
<p>一般顧客から除く株式会社の資本は、最低1億円以上としていただきたい。</p>	<p>1千万円は株式会社の最低資本金であり全ての株式会社を適用除外することになることや株式会社の分布状況等諸般の状況を勘案して3千万円としたものです。</p>
<p>同5千万円としていただきたい。</p>	
<p>同1千万円としていただきたい。</p>	
<p>一般顧客以外とのみ金融先物取引の受託等を行う者は、改正金融先物取引法が適用されず、登録をすることなく、外為証拠金取引を行うことができる。すなわち今回の金融先物取引法の改正は適用されないと考えてよいか。</p>	<p>店頭金融先物取引の受託等のみを行うのであれば、そのような理解で結構ですが、取引所金融先物取引の受託を行うのであれば、登録が必要となります。</p>
<p>為替リスクヘッジ目的の通貨オプション取引締結の顧客は、一定の外国為替取引の専門的知識・経験を有しており、資本金金額・法人組織形態にかかわらず一般顧客の対象外とするよう明確化して欲しい。</p>	<p>一般顧客から除かれる者については、法の適用の有無に係わる規定であることから、顧客の取引内容や受託等をする者の属性により判断することは、委託者等の保護に欠ける恐れがあり困難であると考えます。</p>
<p>銀行及び証券会社（外国証券会社を含む）は、従来より、店頭為替オプションその他の金融デリバティブ取引及びその媒介、取次ぎ、代理を行っており、これらが行う店頭金融先物取引については、それぞれの業法により取引相手方の保護がなされており、金融先物取引法の規制に服せしめることは二重の規制になります。このため、銀行又は証券会社を相手方として店頭金融先物取引を行う者を「一般顧客</p>	

から除かれる者」としていただきたい。	
資本金以外の数値基準や主要な業務の種類を設け、株式会社以外の機関投資家など大口投資家も幅広く含むようにプロの定義を拡大していただきたい。	
一般顧客を相手にしない場合は登録自体が不用となっております。法律の施行期日（猶予期間）までに、一般顧客を相手に行っていた取引が残っている場合、その後一般顧客を相手にしなければ登録自体は不用と考えてよいか。	そのような理解で結構です。
一般顧客か否かを確認する時点は、契約締結時でしょうか、勧誘時点でしょうか。	受託契約等を一般顧客と締結すれば金融先物取引の受託等に該当しますが、勧誘の規制については、勧誘時点で一般顧客に該当すれば、勧誘規制の対象となります。一般顧客に該当しない者を対象として勧誘する場合には、その都度、合理的と認められる方法により一般顧客に該当しない者であることを確認する必要があると考えます。
外国法人の資本金基準につき、邦貨換算の資本金額については、最初に勧誘する際に確認すればよく、勧誘の度には確認は不要であると解してよろしいでしょうか。	
第1項第4号に同じく、資本金額について、最初に勧誘する際に確認すればよく、勧誘の度には確認は不要であると解してよろしいでしょうか。	
法人の資本金の確認は、当該法人からの申し出であれば、特に公的書類で確認をする必要はないという理解でよろしいでしょうか。	
第11条（登録申請書の添付書類）関係	
銀行は、銀行法に基づき自己資本規制比率規制を受けているため、自己資本規制比率が適用除外とされている。金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令等に基づき求められる「損失の危険の管理方法に関する事項」については、銀行等は添付不要としていただきたい。	自己資本規制比率の届出の適用除外となっている金融先物取引業者については、「損失の危険の管理方法に関する事項」は不要と考えます。
第16条の2（その他業務の承認申請）関係	
金融先物業者として証券会社が兼業業務を新たに営むときは、証券取引法と金融先物取引法の両方で承認申請が必要とされ重複することとなるので、統合できる方法を検討いただきたい。	金融先物取引法と証券取引法はそれぞれ別の業法であり、個別に判断することが適当であると考えます。現在、金融審議会第一部会では御指摘の問題意識も踏まえ、投資サービス法についての審議が行われているところです。

第 17 条（掲示すべき標識の様式）関係	
登録番号入手から掲示までの期間について猶予期間をいただきたい。	登録番号を入手してから、標識を作成するまでの間は標識の掲示は不要と考えます。作成後は速やかに掲示する必要があり、また、その間に旧施行規則の標識を掲示することも可能と考えます。
みなし登録金融先物取引業者の登録を受けるまでの間、引き続き旧施行規則別紙様式第 9 号の様式の標識を掲示すると解してよいか。	
第 17 条の 2（金融先物取引業の内容についての広告）関係	
広告の中で、取引・サービスの利点・長所を目立つ大きさと記載しながら、それに比較して著しく目立たない大きさとしか表示していない場合には、本条にいう明瞭な表示に該当しないものと考えてよいか。	ご指摘のように金融先物取引のリスクについて過小に表示することは、「明瞭かつ正確な表示」には該当しないと考えます。広告の表示については監督指針に規定する予定です。
「明瞭かつ正確に」の意味は、メリット表示のみが強調されデメリットが見えにくいことなどアンバランスな紙面構成は認められないことも含むとしていただきたい。	
新聞等の媒体の場合、有利性に関する広告部分とリスク表示部分とのバランスがとれていることが必要。リスク表示等の法定表示部分は、当該広告の最大文字と同等の大きさで表示すべきと考える。	公告にはチラシ、新聞等各種の手段が考えられますので、文字の大きさを一律に規定するのは適当でないと考えます。
活字媒体を使うときは、その活字の大きさは 12 ポイント以上であること。金融広告全般の活字の大きさ規定は 8 ポイント以上とすべきだが、重要事項は 12 ポイントが必須。	
広告の冒頭に法第 68 条第 3 号、第 4 号の事項のみを独立して、枠で囲み、14 ポイント以上かつ赤色で明示すべきである。	
金融先物取引は商品特性から考えてテレビ CM、ラジオ CM による広告は禁止していただきたい。	
テレビ、ラジオ CM の場合、法を遵守した CM は不可能であること、テレビでもラジオでも単なるイメージ広告が認められないことを明確にいただきたい。	テレビやラジオ等の CM においても広告規制は適用されるものであり、不適切な広告は法第 68 条及び本条に違反するものと考えます。したがって、法令によりこれらの媒体による広告を禁止する必要はないと考えます。
記事広告やインターネット広告のあり方について	インターネットであっても、公開 HP など不特定

<p>も、そのありようについて検討を加えること。</p>	<p>多数に見られるものや、不特定多数に送られる E-Mail などについては、実態に即して広告かどうか判断します。また、HP や E-Mail などを利用した行為は勧誘と認められる場合、勧誘についての規制が適用されます。</p>
<p>広告の冒頭に、以下のとおり、取引の危険性を警告する記載を行うべき</p> <p>「この広告の金融商品は少ない証拠金を担保にして、莫大な金融取引を行うものであり、極めて危険な取引であるため、一般消費者への電話・訪問による勧誘が原則として禁止されているものです。あなたが預託したお金（証拠金）を超える莫大な損失が、短期間のうちに発生する危険性があります。そのような場合、当社は、あなたに対して、追加での入金を求めることとなります。したがって、失ってならない資金（生活資金、学費、医療費等）で取引をすべきではなく、失ってよい余裕資金のない方は絶対に取引をしてはいけません。」</p>	<p>金融先物取引のリスクについては法第 68 条において規定しています。また、契約締結前の書面の交付において、金融先物取引の額が、その取引について顧客が預託すべき委託証拠金その他の保証金の額に比して大きい旨、また、通貨等の価格又は金融指標の数値の変動により損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、当該損失の額が委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれがある旨を交付し説明しなければならないこととされています。更に、当該書面の「顧客の判断に影響を与える重要な事項」として追証やロスカットルールについて記載する旨を監督指針に規定する予定です。</p>
<p>第 1 条第 1 項及び第 2 項に該当する者、或いは、第 19 条第 5 項第 1 号から第 15 号に該当する者など、一定の者に対して提示する資料等交付物は、広告にあたらぬとしていただきたい。万一、例外なく広告に当たるとされる場合であっても、上記顧客等に対する広告においては法第 68 条で規定される記載要件は省略できることとしていただきたい。</p>	<p>第 1 条第 1 項及び第 2 項に該当する者を相手とする店頭金融先物取引の受託等は金融先物取引業に該当しないため、これらの者のみに対し店頭金融先物取引に関する広告を行っても法第 68 条の規定の対象にはなりません。また、ご指摘の者に対する広告についてのみ記載事項を省略することは、委託者等の保護の観点から適当ではないと考えます。</p>
<p>法第 2 条第 4 項第 3 号に掲げる取引、つまり店頭金融オプションに売りと買いのプレミアムに差がある場合、広告ではその価格差がある旨を表示すれば良く、買値と売値は実際に一般顧客と行う際の提示で良い（第 25 条の 2 第 3 号）、と解してよいか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
<p>第 18 条（誇大広告をしてはならない事項）関係</p>	
<p>「金融先物取引に係る利益を得る可能性に関する事項」を追加すべき。</p>	<p>法 69 条の「利益の見込み」と同意であると考えます。</p>

第 19 条（契約締結前の書面の交付）関係	
法 70 条第 1 号につき、「交付して説明しなければならぬ」とありますが、同第 2 号で電子交付も認められていることに鑑み、これは書面を交付することをもって、説明したと解してよいか。	「交付」と「説明」は別であり、交付をもって説明とみなすことはできません。電子交付の場合の説明については、監督指針に規定する予定です。
第 1 項第 2 号 連絡する方法とは、第 9 条規定の営業所等にあたる本店或いは委託者等が契約を締結した営業所の電話番号や委託者が問い合わせのための専用電話番号、或いはインターネットにおける問い合わせ用 HP やメールアドレス等ということでしょうか。	そのような理解で結構です。
第 1 項第 4 号イ、ロ 委託証拠金その他の保証金を顧客より預託を受けない取引については、これらの説明義務はないという理解で宜しいでしょうか。	そのような理解で結構です。
第 1 項 4 号ロ 規定は評価するが、「上回る」程度がどの程度までかを具体的にわかるような明示がのぞましい。	顧客の資金以上の損失が発生する可能性があることを説明することで、顧客は取引の危険性を理解すると考えます。
第 1 項 4 号ハ カバー取引相手は契約締結前に特定できないケースも多く、顧客へ事前説明することは現実的に困難である。説明事項の対象外としていただきたい。	カバー取引相手方については、顧客自身が店頭金融先物取引や金融先物取引業者の安全性を正確に判断するために、その名称・業務内容を顧客に説明するものであり、委託者等の保護の観点から必要と考えます。複数のカバー取引先がある場合には、その全てについて記載することとなりますが、インターバンク市場参加者が、カバー取引をインターバンク市場において行っている場合には、その旨を記載すれば足りることを監督指針に規定する予定です。
第 1 項 4 号ハ カバー取引相手方の名称等を契約締結前の書面において開示する新たな規制が導入されておりますが、このようなカバー取引の名称等を明示すべき理由・根拠が不明でありますので、当該条文の該当部分を削除していただきたい。	
第 1 項 4 号ハ インターバンクなどに参加する金融先物取引業者である場合、膨大な取引先が「カバー取引相手方」となり公表が困難になる可能性はないか。そもそも公表することに何らかの意味があるのか。カバー取	

<p>引先が公表されていることにより一般顧客が安全性を誤認することにならないか。</p>	
<p>第1項第4項ハ 銀行等カバー取引先の特定は困難と思われま。カバー先がどなたかは、特定できません。可能性ある全ての先というのも無理です。ライバル金融機関をお客様にお教えすることになります。</p>	
<p>第1項第4号ハ 「カバー取引相手方」については、インターバンクの直接参加者が通常為替関連の取引で顧客との取引と自身のポジションとの調整を行うために行っているポジション・カバーのための取引と、外為証拠金取引におけるプリンシパル型業者と称されるカテゴリーの金融先物業者が行う他の特定の銀行や金融先物取引業者と行うカバー取引は区別され、ここにおける書面に記載すべき「カバー取引相手方」は後者のケースを指し、前者のケースでは特にこの項目の説明義務はない、と理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>ご指摘の取引の内容が不明ですが、委託者等と行った店頭金融先物取引のヘッジのために行う金融先物取引については、その金融先物取引の相手方がカバー取引相手方となり、名称及び業務内容を記載した書面を交付・説明する必要があります。</p>
<p>第1項第4号ハ 「店頭金融先物取引につき、カバー取引相手方及び媒介等相手方の商号又は名称及び業務内容」を記載することになっているが、店頭金融先物取引（外国為替取引におけるカバー取引の場合）は、決済と取引を行なう業者、決済のみ行う業者及び取引のみ行なう業者とあるが、取引のみを行なう業者の場合は、店頭金融先物取引業者と貸借関係がないこともあり、この場合のカバー取引を行っている業者とは、取引のみを行なう業者を除き、決済を行なう業者と解してよいか。</p>	
<p>第1項4号ハ カバー取引相手方を契約締結前の書面に記載した場合、記載内容によっては、あたかもカバー先と連携又は協働して業務を担っているかのような誤解を顧客に与えるおそれがある。このため、こうした誤解を与えるような記載を禁止するか、又は誤解を</p>	<p>記載すべき事項は、カバー取引相手方の名称及び業務内容としています。仮に金融先物取引業者がカバー取引相手方に損害を被らせるおそれのある表示をした場合には、金融先物取引業者に対し取引関係の解除等の措置を講ずるなど当事者間で解</p>

<p>与えないような記載を義務付けるよう要望する。</p>	<p>決することが考えられます。</p>
<p>第1項4号ハ カバー取引を行なう場合、金融先物取引元帳を作成する以上は証券会社府令別表8の5「トレーディング商品勘定元帳」を作成する必要はないと考えられるので、その旨規定すべき。</p>	<p>「トレーディング商品勘定元帳」は法定帳簿として規定していません。自己の計算による取引として金融先物取引元帳に記載する必要があります。</p>
<p>第1項4号ホ 店頭金融オプションに売りと買いのプレミアムに差がある場合、契約締結前の交付書面ではその価格差がある旨を記載すれば良い、という理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
<p>第1項4号ヌ 「手数料」として徴収する料率・額を記載すれば足りるとの理解でよいか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
<p>第1項4号ヌ 手数料が無い場合、わざわざ0円として書面表示・説明する必要はないと言う理解で良いでしょうか。</p>	<p>手数料が無い場合には料率や徴収の方法の記載は必要ありませんが、この場合、取引価格等に手数料相当額が含まれていると考えられます。「顧客の判断に影響を与える重要な事項」には、価格の決定方法等が含まれますので、その中で取引価格等に手数料相当額が含まれていることを顧客に説明することになると考えます。</p>
<p>第1項4号ル 「店頭金融先物取引に関し顧客の判断に影響を与える重要な事項」とは金融先物取引法施行令第13条に規定されているものと同じと考えてよろしいでしょうか。そうでない場合、具体的に何を指すのかお示し頂きたいと思います。</p>	<p>施行令第13条の規定は第1項ホ及びリで記載することとなっています。「顧客の判断に影響を与える重要な事項」については価格の決定方法、スワップポイント、ロスカットルール等を監督指針に規定する予定です。</p>
<p>第3項を以下のように規定すべきである。 「法第70条第1項に規定する書面には、第1項4号イ及びロに規定する事項について、わくの中に記載し、14ポイント以上の赤色の活字で、かつ最初に、わかりやすく記載しなければならない。また、以下の事項については、これとは別に、わくの中に記載しなければならない。</p>	<p>書面の記載方法については、多数のご意見がありますが、記載事項の中で特に取引のリスクに関する事項について顧客が正確に認識できるように表示することが重要であると考えます。わくで囲み、かつ最初に記載すべき事項は、最低限必要な事項を記載事項としており、あまり項目を増やし</p>

<p>一 (略)</p> <p>二 第1項第4号ハ、ニに掲げる事項</p> <p>三 金融先物取引業者、カバー取引相手方又は媒介等相手方の信用状況によっては損失を被る危険がある旨</p>	<p>ても顧客に対する注意喚起の目的が薄れるものと考えます。</p>
<p>第3項第2号「第1項第4号イからニに掲げる事項」に「又 金融先物取引業者が顧客から徴収する手数料の料率、額、及び徴収の方法」を加えていただきたい。</p>	
<p>第1項第4号ハについて、カバー取引相手方及び媒介等相手方は複数存在するケースが多く、競合する金融先物取引業者であるケースもある。また、第1項第4号ニについて、財産の管理方法は手法が多岐に渡っている場合が多い。枠の中に記載するのは技術的にも無理があり、また、取引説明書の冒頭枠内に競合他社の名前を記載することになる業者には、営業上の問題が生じる。ことから、第3項第2号の「第1項第4号「イからニまで」に掲げる事項」を「第1項第4号「イ及びロ」に掲げる事項」に変更するよう要望します。</p>	
<p>第3項第3号</p> <p>「金融先物取引業者、カバー取引相手又は媒介等相手方の信用状況によっては損失を被る危険がある旨」を記載することが求められているが、相対取引で顧客から預かった資産を全額信託保全している場合は、この旨の記載は要しないと解してよいのか。</p>	<p>仮に全額信託保全していても必要であると考えます。</p>
<p>第5項第16号及び第6項</p> <p>法施行日時点において現に金融先物取引を行っている顧客については、法第70条第1項に規定する書面を交付することを要件として、説明は不要とする経過措置を設けて頂きたくお願い致します。</p>	<p>法改正に伴い契約締結前の書面の改正を行っており、施行日時点において金融先物取引を行っていても、当該書面の説明及び交付義務の適用除外とするのは適当ではないと考えます。</p>
<p>第7項</p> <p>継続的取引を行う委託者等にあつては、最初に書面を交付してより1年後までの間に改めて書面を交付し直す、つまり最低限1年毎に1回書面交付義務が</p>	<p>法改正により交付して説明する必要があります。期間については、受託契約締結前1年の間に交付し説明していれば、改めて交付・説明の必要はあり</p>



<p>発生するという解釈に変更は無いと理解しておりますが宜しいでしょうか。</p>	<p>ません。</p>
<p>第7項 継続的取引を行う委託者等について、最初に書面を交付し説明すれば、以後1年毎の書面交付義務にあっては再度の説明は不要である旨を規定して頂きたいと思えます。</p>	<p>法において、交付して説明することを義務付けており、説明を不要とするのは適当ではないと考えます。</p>
<p>施行日が迫っており、施行日までに新たな書面・帳票を作成することは困難であるため、既存の書面・帳票での代替等が可能となる措置を講じていただくよう要望する。</p>	<p>既存の書面に別の書面を加える等で本条に掲げる事項を記載した書面を顧客に交付し説明する必要があります。</p>
<p>法第73条の事項を記載すべきである。</p>	<p>取引態様の事前明示義務は注文を受ける度に明示するものであり、本条の書面に記載するのは適当ではないと考えます。</p>
<p>以下の事項を記載すべきすべきである。 第1項4号口の規定について 「顧客が行う金融先物取引について、通貨等の価格又は金融指標の数値の変動により損失が生ずることとなるおそれがあり、かつ、短期間のうち、当該損失の額が委託証拠金その他の保証金の額を上回ることとなるおそれがある旨及び保証金に不足する損失額については追加で徴収される旨」</p>	<p>短期間という概念があいまいであり、短期間に損失を被る可能性は他の金融商品等についても同様にあると考えます。また、追証については「顧客の判断に影響を与える重要な事項」に該当するものとして監督指針に規定する予定です。</p>
<p>以下の事項を記載すべきすべきである。 「顧客に対して金融先物取引業者が自らその相手方となって当該金融先物取引を成立させる場合に、通貨等の売り付け及び買付けの価格は、当該金融先物取引業者が独自に定めるものであること」及び「通貨等の売り付け及び買付けの価格の決定方法」を記載すべきである。</p>	<p>記載すべき事項については、多数のご意見がございますが、価格の決定方法、スワップポイント等その必要性等を勘案して記載することが適当と認められるものについては、その旨を監督指針に記載する予定です。</p>
<p>以下の事項を記載すべきすべきである。 「顧客が行う金融先物取引において差金決済による差損益以外に授受される金利又はこれに準ずる金利がある場合には以下の事項 ① 利率（利率の計算のもととなる元本について明示したうえで表示すること。変動する場合には契約時点の利率を明示することとともに、どのような指</p>	

<p>標に基づいて変動するかを明示すること)</p> <p>② 授受の方法</p> <p>③ 対当する取引において利率が異なる場合はその旨及び金利差の決定方法</p> <p>④ 顧客が金融先物取引業者に対して、金利又はこれに準ずる金銭を支払う場合にはその旨を①ないし③よりも大きな文字で表示することを記載すべきである。</p>	
<p>以下の事項を記載すべきすべきである。</p> <p>取引当事者の立場と利益相反性の明示</p> <p>「店頭先物取引においては顧客と業者の利益が相反する旨及び外務員の助言に依存して取引すべきではなく自己の判断によって取引すべき旨」</p> <p>または、</p> <p>「自己が相手方となって当該取引を成立させる取引を内容とする場合には、委託者等と利害が相反する旨及び外務員の助言に依存して取引すべきではなく自己の判断によって取引すべき旨」</p>	
<p>以下の事項を記載すべきすべきである。</p> <p>相談先の明示</p> <p>「相談窓口として、国民生活センター、当該委託者の住所地の地方公共団体の消費者相談窓口」</p>	
<p>以下の事項も記載すべき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・店頭金融先物取引において、相対取引・媒介取引のいずれであるか、又相対取引となる場合に、カバー取引を行っているか否か</li> <li>・店頭金融先物取引において、相対取引であり、かつ信用力のあるカバー取引相手方が存在しない場合には、金融先物取引業者の信用リスクによる損失を生じるおそれがあること</li> <li>・顧客が行う店頭金融先物取引においては、顧客と金融先物取引業者の利益が相反すること、及び外務員の助言に依存して取引すべきではなく自己の判断によって取引すべきこと</li> <li>・顧客が行う店頭金融先物取引について、通貨等の価格又は金融指標の数値を何の基準にして取引を</li> </ul>	

<p>行うか（独自に決定しているか否かを含む）</p> <p>・顧客が行う金融先物取引において、差金決済による差損益以外に授受される金利等がある場合には、「利率」「利率の根拠・計算方法」「マイナス金利を負担する場合には、その例示」「マイナス金利の負担による損失の可能性があること」</p>	
<p>取引所金融先物取引と店頭金融先物取引の概要とその相違点を明確にして、店頭金融先物取引の場合においては直接的に利害対立の契約構造となること等、どちらを選択すべきかを検討するに際して必須な事項をわかりやすい形で明確にする必要がある。</p>	
<p>第 19 条の 2（情報通信の技術を利用する方法）関係</p>	
<p>情報通信の技術を利用する方法には、電子メールによる送信も含むと考えるがどうか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
<p>第 1 項第 1 号イ</p> <p>メール送信だけでは不十分で、顧客ファイルに記録されたかどうか確認する必要があることを定めていると解するのが妥当と考えるがどうか。</p>	<p>情報通信の技術を利用する方法について顧客が承諾したことについては、金融先物取引業者のファイルに記録する必要がありますが、メールや閲覧ファイルが顧客の使用する電子計算機に記録されたかを確認することまでは必要ないと考えます。</p> <p>なお、法第 70 条の契約締結前の書面については、説明義務があることから、顧客が理解したかの確認が必要である旨、監督指針にて規定する予定です。</p>
<p>第 1 項第 1 号ロ</p> <p>閲覧に供しただけでは不十分で、顧客ファイルに記録されたかどうか確認する必要があることを定めていると解するのが妥当と考えるがどうか。</p>	
<p>第 20 条（成立した取引に係る書面の交付）関係</p>	
<p>第 1 項第 2 号</p> <p>第 19 条第 1 項第 2 号と同様に、連絡する方法とは、本店或いは委託者等が契約を締結した営業所の電話番号や委託者が問い合わせるための専用電話番号、或いはインターネットにおける問い合わせ用 HP やメールアドレス等ということで宜しいでしょうか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
<p>第 1 項第 6 号</p>	

顧客の注文、約定の日時を加えるべき。	取引が成立した日付については法において記載すべき事項となっています。
第1項第7号 「成立した金融先物取引に係る証拠金その他の保証金の価額」についてはネット・オープン・ポジション＝リスクポジションにおける証拠金計算方式で証拠金計算を行なっている場合、成立したポジションごとに計算することができない。この場合は記載しなくてもよいか。	ご指摘の計算方法の詳細は不明ですが、差金決済取引の前提となる個別取引ごとの管理は証拠金等を含めて適正に行う必要があります。また、証拠金等の計算方法は金融先物取引業者ごとに取扱いが異なるため、その計算方法を顧客に説明し計算方法に即した記載をする必要があると考えます。
第1項第7号、第8号 第19条第1項第4号イ、ロと同様に、委託証拠金その他の保証金を顧客より預託を受けない取引については、これらの記載義務はないという理解で良いですか。	そのような理解で結構です。
第1項第9号 第19条第1項第4号ヌに同じく、手数料が無い場合、わざわざ0円として記載する必要はないという理解で良いですか。	手数料が取引価格等に含まれていて、別途顧客から徴収していない場合は手数料の料率や徴収の方法の記載は必要ありません。この場合、「顧客の判断に影響を与える重要な事項」に該当する価格の決定方法等の中で取引価格等に手数料相当額が含まれていることを顧客に説明することになると考えます。
第1項第9号 相対取引におけるマークアップ方式（手数料上乗せ方式）の場合、手数料名目で顧客から徴収せず、会計処理上もトレーディング収益として計上しているが、その場合は、どう記載すべきなのか。	手数料が取引価格等に含まれていて、別途顧客から徴収していない場合は手数料の料率や徴収の方法の記載は必要ありません。この場合、「顧客の判断に影響を与える重要な事項」に該当する価格の決定方法等の中で取引価格等に手数料相当額が含まれていることを顧客に説明することになると考えます。
第4項第1号 顧客との間で包括的な契約を締結している場合には、同包括契約書上に記載された事項については、顧客保護上問題がないことから、個別取引毎の取引契約書には記載不要である旨確認したい。	そのような理解で結構です。
施行日が迫っており、施行日までに新たな書面・帳票を作成することは困難であるため、既存の書面・帳票での代替等が可能となる措置を講じていただくよう要望する。	既存の書面で記載事項に不足があれば、別の書面を加えること等により本条に掲げる事項を記載した書面を顧客に交付する必要があると考えます。
第21条（委託証拠金等の受領に係る書面の交付）関係	
「直ちに」交付しなければならないが、翌営業日に交付する必要があるか、証券取引の取引残高報告書	法第72条の規定により「直ちに」交付する必要があり、当日若しくは翌日には交付の手続きをする

のように定期的に一定時点の書面を作成交付する方法が認められるか。	必要があると考えます。
記載する「受領した日付」は、営業日の15時以降の入金があった場合、当該入金は翌営業日の入金として記載する。(公表しているルールに基づいて記載することで問題ないか。)	いわゆる締め後入金処理については、各社の定めたルールに基づき運用して記載していれば問題ないと考えます。
記載する委託証拠金として受け入れた金額は、1日単位で、その日に受領した金額を合計して記載すれば問題ないか。	そのような理解で結構です。
委託者等が保有する外国為替証拠金取引の建玉の返済による利益が委託証拠金等の勘定に入った場合にも委託証拠金等の受領に当たり、書面の交付が必要か。	委託者等から入金があったものではないので、必要ないと考えます。
第22条(委託証拠金その他の保証金)関係	
従来、「一般顧客」より店頭金融先物取引を含むデリバティブ取引等に係る信用補完として消費貸借契約に基づく現金担保が供されていたケースでは「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の趣旨に鑑み、消費貸借契約による担保は対象とならないと考えて宜しいでしょうか。	契約の内容等が不明ですが、金融先物取引の受託等に関し預託した金銭であれば委託証拠金その他の保証金に該当すると考えます。
ここで規定する「委託証拠金その他の保証金」の定義はここより前の条文(第1条から第21条まで)に適用されますでしょうか。	そのような理解で結構です。
第23条(適用除外行為)関係	
第1項2号において、グループ間での取引一任契約は事前に同意を得ることとしているが、実質的にグループ間での取引一任契約を認めた意義を減少させる結果になります。第24条第5号から第9号までも含めて金融先物取引業者が決めることができるとしていただきたい。または、第24条第5号から第9号については取引毎の個別の同意は必要なく、該当する関係外国金融先物取引業者との包括的に約諾書などのかたちで同意を得ておけばよいと考えるが、問題ないか。	第24条第5号から第9号までの顧客の同意が必要な事項については、取引ごとの同意ではなく、包括的な同意でも問題ない事項であると考えます。したがって第1項第2号については、あらかじめ第24条第5号から第9号までの同意を得ることにより、取引ごとに同意が必要と思われる第24条第1号から第4号までを一任できる規定であれば、取引一任契約の意義を減少させるものではないと考えます。また、本来行ってはならない取引一任契約については、限定的に適用除外とするもの

<p>適用除外の対象となる関連会社を「金融先物取引業者」以外にも「証券業」など、金融先物業者との間で兼業の制限がかかっていないその他の業種も含めていただきたい。</p>	<p>と考えており、外国の金融先物取引業者以外にまで範囲を広げること適当ではないと考えます。</p>
<p>第6項 括弧内の条件にある過去1年以内に2以上の金融先物取引のあった者に対して、同号で緩和する受託契約等の締結を勧誘する行為は、通常発生しないと考えられる。</p>	<p>1年以内に2以上の金融先物取引のあった顧客であれば、勧誘の要請がなくても訪問、電話による勧誘を行った場合に不招請勧誘の問題となりません。</p>
<p>第6項 法第65条第1項に規定されたる業務（最低限、金融先物取引に密接に関連すると思われる第1号から第11号までの業務）において過去1年以内に2回以上の取引が行われた場合には、不招請勧誘の禁止の適用除外とするのが適当と考えます。</p>	<p>不招請勧誘の禁止の適用が除外される継続的な取引関係にある顧客の範囲について、原案の範囲は狭く、金融取引や商品先物取引などについても範囲に含めるべきであるとの意見を複数いただきました。英国においても、このような顧客の範囲についてはより広く含まれているところですが、他の法律においては不招請勧誘の禁止が規定されておらず、原案と同様の案でこれを他の取引についてまで広げた場合、規制の趣旨から適当でない事態も生じうることから、今回施行する府令におきましては原案を維持いたします。しかしながら、</p>
<p>第6項 「金融先物取引業者が継続的取引関係にある顧客」の適用除外範囲に証券取引経験者も対象としていただきたい。</p>	<p>例えば、証券（先物）取引や商品先物取引について、より長期間の取引実績があり、取引を行うことについて適合性が認められる顧客について、同様の商品の勧誘を行うことについては一定の合理性も認められると考えられることから、本法の施行状況や5月に施行された改正商品取引所法の施行状況なども踏まえつつ、継続的な取引関係にある顧客の範囲について継続して検討していくことといたします。</p>
<p>第6項 継続的顧客の定義に関し、金融先物取引のあった者又は金融にかかる取引（株式等）若しくは他の先物取引（商品先物）を行った者を適用除外とすること。</p>	<p>金融先物取引所の取引参加者が、金融先物取引業者であれば、店頭金融先物取引を行なう金融先物取引業者と同様、金融先物取引法の適用があり、不招請勧誘禁止の適用除外することは法制上困難と考えます。</p>
<p>第6項 一般顧客の定義が狭すぎて、不招請勧誘が出来る対象が制限的過ぎるので、一般顧客の定義の再検討、又は他の不招請勧誘ができない適合性に関する基準を設けて、不招請勧誘が出来る範囲の拡大を検討いただきたい。</p>	<p>金融先物取引所の取引参加者が、金融先物取引業者であれば、店頭金融先物取引を行なう金融先物取引業者と同様、金融先物取引法の適用があり、不招請勧誘禁止の適用除外することは法制上困難と考えます。</p>
<p>第6項 東京金融先物取引所の取引参加者を適用除外とする必要があるのではないのでしょうか。</p>	<p>金融先物取引所の取引参加者が、金融先物取引業者であれば、店頭金融先物取引を行なう金融先物取引業者と同様、金融先物取引法の適用があり、不招請勧誘禁止の適用除外することは法制上困難と考えます。</p>

<p>第6項</p> <p>「勧誘の日前1年間に、2以上の金融先物取引のあった者、または勧誘の日時点で未決済の金融先物取引が存在している者」としていただくよう要望する。</p>	<p>勧誘時点で金融先物取引の未決済勘定を有している者は、金融先物取引業者と金融先物取引において継続的取引関係にあると考えられ、建て玉に係る取引を勧誘する必要性も認められることから、そのような者に対する勧誘は適用除外とするよう修正します。したがって建て玉を手仕舞うための勧誘についても適用除外になると考えます。</p>
<p>第6項</p> <p>現に建て玉を有する「一般顧客」に対して、当該建て玉の状況に関わる情報を伝えるため、或いは、当該建て玉を手仕舞うためのアドバイスのために連絡することについては受託契約等の締結の勧誘にはあたらないという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>店頭通貨オプションについては、すでに、金融機関以外の業者により一般投資家を対象とした商品の取扱が行われている状況等を踏まえると、投資家の保護の観点から、不招請勧誘の禁止の適用除外とすることは適当でないと考えます。</p>
<p>第6項</p> <p>一般顧客に対する金融先物オプションの買付けに係る勧誘については不招請勧誘の禁止の適用除外に加えて頂きたいと思えます。</p>	<p>外国為替証拠金取引のトラブルの現状に鑑み不招請勧誘が禁止された経緯からすると、電話・訪問による不招請勧誘の禁止は必要ですが、他方で、継続的取引関係にある顧客との取引について全面的に禁止の対象とする必要はないと考えます。また、受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、勧誘を行うことは法第76条第5号により禁止されていますので、適用除外を設けても、勧誘を希望しない顧客に対する勧誘は禁止されことになります。</p>
<p>第6項</p> <p>このような例外は作るべきではない。継続的取引関係にある顧客であっても、勧誘の求めがない場合はやはり勧誘は禁止されるべきである。また、勧誘の日前1年間に2以上の金融先物取引のあった顧客という定義についても、そのような顧客が勧誘を望まない場合、やはり、勧誘は禁止されるべきであって、特に例外として許容する必要はない。</p>	<p>また、受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず、勧誘を行うことは法第76条第5号により禁止されていますので、適用除外を設けても、勧誘を希望しない顧客に対する勧誘は禁止されことになります。</p>
<p>第6項</p> <p>継続的取引関係にある顧客であっても、電話勧誘をされることで、顧客が望まない取引の受託契約（取引枚数を増やす等）をされる恐れがあるため、禁止するよう改めるべき。</p>	<p>ご指摘の件については、それぞれ法70条の書面交付義務違反、法76条第1号の断定的判断を提供した勧誘、法第68条の広告規制違反等に先ず該当する問題であると考えます。そのような違法行為を端緒に顧客が勧誘を要請した場合又は勧誘を希望</p>
<p>第6項</p> <p>次のような場合は「受託契約等の締結の要請をしていないもの」であることを明らかにすべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>郵便、信書便、Fax、メール等の手段によってなされる勧誘において、法70条に定められた適法な書面によるリスク告知等がなされない状態のもと</li> </ul>	<p>ご指摘の件については、それぞれ法70条の書面交付義務違反、法76条第1号の断定的判断を提供した勧誘、法第68条の広告規制違反等に先ず該当する問題であると考えます。そのような違法行為を端緒に顧客が勧誘を要請した場合又は勧誘を希望</p>

<p>で、受信者が金融先物取引業者が電話等の方法で連絡し、その結果金融先物取引業者の電話・訪問勧誘がなされる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郵便、信書便、Fax、メール等の手段によってなされる勧誘において、法 70 条に定められた適法なリスク告知がなされている場合であっても、断定的判断の提供等、金融先物取引法・消費者契約法その他法令・判例違反の勧誘文書により、受信者が金融先物取引業者に電話等の方法で連絡し、その結果金融先物取引業者の電話・訪問勧誘がなされる場合</li> <li>・広告によってその読者が電話による問い合わせや資料請求等をした場合においても、これ自体は「受託契約等の締結の要請をした」とは言えない。したがって、そのような者に対して電話・訪問勧誘を行うことも禁止される。</li> <li>・広告を見た者が、「受託契約等の締結の要請をした」とは言える場合においても、その広告が法 68 条をはじめとする法令に違反した内容である場合においては、錯誤による要請であって適格な要請とは言えない。</li> </ul>	<p>しない意思表示を行わなかった場合について、不招請勧誘等に該当するかについては、顧客の要請の状況等を勘案して個別に判断するものと考えます。</p>
<p>第 6 項</p> <p>金先業者自ら、あるいは、他の事業者等をして自己が取り扱う商品について電話・訪問での紹介行為を行うこと、自己が取り扱う他の商品ないしサービスについて不招請勧誘を行なった結果、関係を有することになった見込客に対して金先取引を勧誘すること、をそれぞれ禁止すべき。</p>	<p>電話・訪問での紹介行為の意味が不明ですが、金融先物取引の勧誘の要請がない顧客に電話や訪問し商品の説明を行うことは、不招請勧誘に該当するものと考えます。</p>
<p>第 6 項</p> <p>不招請勧誘による方法は、訪問、電話だけでなく、ファックス、電子メールなどによる方法もあり、これらも府令で禁止すべき。</p>	<p>ファックス、電子メールなど電話及び訪問以外の勧誘は、直接、不招請勧誘の禁止には該当しませんが、その態様により、勧誘規制や広告規制の対象となると考えます。</p>
<p>第 6 項</p> <p>店頭金融先物取引について・店頭金融先物取引は、公序良俗に違反し、本来民事上無効であると考えられる。不招請勧誘禁止に反して行われた取引について</p>	<p>店頭金融先物取引は、為替リスクヘッジ目的や資産運用目的などで行われる場合もあり、一律に無効になると考えるべきではありません。適切な投</p>



<p>は、民事上の取消権を付与すべきである。</p>	<p>資判断が妨げられるような被害が生じた場合の対策としましては、民法に基づく取消し（民法第96条）や損害賠償請求（民法第709条）、金融商品販売法に基づく損害賠償請求（金融商品販売法第4条）、消費者契約法に基づく取消し（消費者契約法第4条）が考えられます。</p>
<p>第6項 「外国為替取引に関する業務」には、間接貿易や、外国への投資業務なども含まれるとの理解でよいか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
<p>第6項 ①「外国貿易その他の外国為替取引を伴う業務を行う法人に対する勧誘であって」とございますが、「外国貿易その他の外国為替取引を伴う業務」には外貨建ての有価証券投資も入るという理解で宜しいでしょうか。 ②また、業務という言葉が定款などにその旨を記載していないといけない、というわけではないという理解で宜しいでしょうか。 ③また、外国貿易を行っている旨は、輸出入為替等を扱わない証券会社として直接的に見えない部分でもあり、何らかの証明書などが求められるわけではないという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>①そのような理解で結構です。 ②業務を行っているという判断する合理的根拠があれば足りると考えます。 ③そのような理解で結構です。</p>
<p>第25条（禁止行為）関係</p>	
<p>第1号 ディーラーが業務上知りえた特別の情報に基づいて会社の利益を図る目的をもって金融先物取引の受託等を行った場合、一般顧客でないものを相手に行うことはこの禁止行為に該当するのでしょうか。取引所取引のみ規制すればよろしいのではないのでしょうか。</p>	<p>金融先物取引の受託等に該当する行為を行うのであれば、該当すると考えます。また、取引所取引に限定すべきとの理由が不明ですが、特にそのような制限をする必要はないと考えます。</p>
<p>第2号、第3号 「事故等の定義」と「事故については損失補てん等に該当しない旨」等を追加するべきではないか。</p>	<p>事故等とは法令又は諸規則に反する行為と規定しています。また、金融先物取引業者が法令違反等の事故を起こし、委託者等が損害を被った場合</p>
<p>第2号及び第3号</p>	

<p>事故であり損失補填が認められる場合を定義すべきではないか。</p>	<p>に、金融先物取引業者が委託者等に損害賠償するのは当然であり、損失補てんの禁止行為には該当しないと考えます。ただし、事故等を装った違法な損失補てんを防止するため、事故届等により補てんの原因となった事故等の詳細等を記載した届出は必要です。</p>
<p>第4号第5号が略とされているが現在の施行規則にも第4号第5号は存在しない。</p>	<p>第4号、第5号には、いわゆる個人情報保護法の規定があります。</p>
<p>第6号 本項で禁止される行為は勧誘であり、当事者の意思により両建てを行うことに対し金融先物取引業者が積極的に禁止しなければならないという規定ではないと解されるが、適当か。</p>	<p>そのような理解で結構です。ただし、金融先物取引業者が説明書等で両建てを勧めるような記載をする行為は禁止行為に該当すると考え、その旨を監督指針にて規定する予定です。</p>
<p>第6号 店頭金融先物取引オプションの売り買い同時に勧誘する行為が禁止されております。売り買いを同時に行う通貨オプションの取扱は広く行われております。たとえばお客様のコールの買い、プットの売りの組合せ商品が禁止行為となりますと甚大な影響がでます。</p>	<p>両建て禁止については、いわゆる外国為替証拠金取引について、同一通貨ペアの両建ては取扱手数料等のコストが二重にかかるなど、不合理な面があることから禁止することとしたものです。したがって、オプションの両建てによる合成先物等の合理的根拠のある取引について禁止する趣旨ではありません。</p>
<p>第6号 オプション取引を概念の中に入れた場合には同一のストライクプライスにおけるプット買いに対するプット売り、コール買いに対するコール売りのみが、いわゆる「両建て」と表現することが可能な取引となるところ、「対当する取引」に関する説明が（・・・減少させる取引を言う）という説明では、その他の諸々のストラテジー、或いは現資産に対するオプションヘッジなども概念として該当することと解釈するのが自然であることになってしまう。アービトラージ、スプレッドといった取引も「減少」という概念だと包括されてしまう。いわゆる「両建て」として定義されるべき概念は、現資産価値、ボラティリティー、時間の何れが変動した場合にも、ポジションの価値の変動が完全に相殺される（或いは損失しか発生し得ない）状態のことを言うべきで</p>	<p>多数のご意見を参考にし、保証金等を預託する店頭金融先物取引について両建てを禁止する旨の規定に修正し、店頭オプション取引等の保証金を預託しない取引には適用しないことを明確にします。また、併せて「同時に」の文言も削除し、既に保有している建て玉と反対のポジションとなる取引を勧誘することも禁止することを明確にします。</p>

<p>ある。</p>	
<p>第6項 取引所金融先物取引にあつては異なる銘柄を、店頭金融先物取引にあつては同一でない契約条件（通貨等や金融指標などの原資産、期日、更にオプションならばコール・プットの別や権利行使価格などが全て若しくは一部が異なる）のものを、それぞれ買い建て・売り建てを同時に行うなど、ポジションの合成（オプションにおける合成先物や、ストラドルやストラングル等）や裁定取引（限月間アービトラージなど）などの取引は、本条文の想定する取引には該当しないと理解しておりますが宜しいでしょうか。</p>	
<p>第6号 本条文が想定する取引は、取引所金融先物取引にあつては同一の銘柄を、店頭金融先物取引にあつては同一の契約条件（通貨等や金融指標などの原資産、期日、更にオプションならばコール・プットの別や権利行使価格などが全て同一）を買い建て・売り建てを同時に行う取引であるという理解で宜しいでしょうか。</p>	
<p>第6号 両建て取引の勧誘を禁止することについては、あくまで勧誘の禁止であつて、顧客よりの両建ての申込みについてはお断りする必要までは無いのか、又は顧客からの申し出であつてもお断りしなければならないか、特にデリバティブ取引については、パソコンを使った複雑なポートフォリオを組んだ場合、一見矛盾した両建て等に見える取引も、全ての取引の複合結果からみると、バランスがとれている場合があります。その意味では、パソコンを駆使してハジキだした両建てなのか、そうでなく単純に両建てしたものか判断に困る場合があります。もう少し細かな府令等を期待します。</p>	

<p>第6号</p> <p>「同時に」との表現が誤解を招くので、既存取引との関係で両建てとなる取引の勧誘をすることも禁止されることを、明確にすべきである。</p>	
<p>第7号</p> <p>受託契約等の締結を行うことを明示しないで「外国為替保証金取引セミナー」という名のセミナー開催を案内し、当該セミナー内の参加者に口座開設書類を配布する行為は、直ちに当該規定に違反するの か、セミナー名等から客観的に勧誘目的があるものという蓋然性が認められる場合には違反にはならないか。</p>	<p>一般的知識を目的としたセミナーにおいて、単に口座開設書類等を配布する行為については、直ちに勧誘には当たらないと考えますが、実態としてその場で勧誘を行う場合には、あらかじめ受託契約の締結等を勧誘する旨を明確に表示する必要があります。なお、明示方法については監督指針に規定する予定です。</p>
<p>第7号</p> <p>規定は評価するが、「あらかじめ」や「明示」については、消費者側に誤認が起きないように考慮して欲しい。</p>	
<p>第7号</p> <p>セミナーでは受託契約等の締結の勧誘を行わず、セミナー終了後、個々の顧客に対して当該行為を行うことも禁止されるのでしょうか。</p>	<p>「セミナー終了後の勧誘」の状況にもよります。顧客がセミナー終了後に自主的に金融先物取引業者の営業所等に来店した場合等は該当しませんが、セミナー終了後引き続き勧誘を行う場合は、本号に該当すると考えます。</p>
<p>第7号</p> <p>セミナー会場にて受託契約等の締結を勧誘する旨をあらかじめ伝えれば、電話でのセミナーへの参加勧誘は可能なのでしょうか。また、その行為が禁止される場合において、セミナー開催の旨のダイレクトメール（DM）などを一般顧客に送付して「DM」は届いておりますでしょうか？」といったような電話勧誘は可能なのでしょうか？</p>	<p>ご指摘のような電話については不招請勧誘に該当する蓋然性が高いものと考えます。</p>
<p>「既に他の取引関係がある場合であっても、本人からの申し出がないかぎり勧誘を行ってはならない」を追加していただきたい。</p>	<p>訪問、電話によるものについて不招請勧誘が禁止されますが、勧誘を希望しない顧客に対する勧誘は、ご指摘の行為であっても、受託契約等の締結の勧誘を受けた顧客が当該受託契約等を締結しない旨の意思（当該勧誘を引き続き受けたい旨の意思を含む。）を表示したにもかかわらず</p>
<p>金融先物取引に全く関心がない者が金融機関の店頭で突如として受託契約等の締結等の勧誘を受けることが考えられる。第25条の禁止行為に加える</p>	

べき。	らず、勧誘を行うことを禁止する法第 76 条第 5 号に該当すると考えます。
スワップ金利の授受については全面的に禁止すべき。	店頭取引については、顧客と金融先物取引業者との相対取引であり、法令で商品内容の規制は行っていません。取引の内容を明確に顧客に説明することを義務付けることで、誤った投資判断をすることがないようにしているものです。スワップ金利についても金融先物取引業者に説明義務があり、顧客は各金融先物取引業者の商品を比較して投資判断を行うものと考えます。
商品先物取引では、向かい玉は容殺しの温床といわれており、商品取引所法施行規則 103 条 2 号ではつきり禁止されている。現在のところ金融先物取引では同様な弊害は指摘されていないが、商品取引員が金融先物取引に進出するさいには、このような弊害が予想されるので事前に手当をしておくべき。	意図的に顧客に損害を被らせるような悪質な行為については法第 138 条の不正行為の禁止に該当する可能性があると考えます。
取引所取引については、法人以外の参入を禁止すべきである。	法第 77 条適合性の原則により、金融先物取引に適していない顧客への勧誘を禁止しており、また、法第 68 条の広告規制や法第 70 条の書面の記載事項において、商品のリスクの説明を義務付けていることから、個人投資家であっても商品内容を理解しそのリスクについても納得した上で取引を行えば委託者等の保護の観点からは問題はないと考えます。一方で金融先物取引所もプロ向けの商品だけを上場するわけではなく、個人投資家の取引所取引への参入を拒否しているものではありません。いずれにしても個人投資家の取引所取引への参加を一律に禁止する理由はないと考えます。
25 条の 2（業務の状況につき是正を加えることが必要な場合）関係	
第 3 号 法第 77 条第 1 号の趣旨からいって、本号は業者から勧誘した場合のこのみを指していると解して宜しいでしょうか。	金融先物取引業者から勧誘した場合だけを規定しているものではありません。

<p>第3号</p> <p>相場急変時には必ずしも当該価格で売り付け又は買付けを行なうことが保証されない場合における当該価格は売り付けの価格及び買付けの価格その他これに準ずる価格に該当し、当該価格を同時に提示する必要があると解されるがどうか。</p>	<p>取次ぎの場合などで、提示する価格で取引が成立する保証がない場合は、現在の取引価格等を顧客に提示しているものと考えますが、この価格についても双方の価格を提示する必要があると考えます。</p>
<p>第4号</p> <p>「提示」は、広告の表示、契約締結前の書面交付（勧誘）の段階においては必要なく、別途、契約締結の際（つまり勧誘の後、取引の前）における段階におけるものであり、書面、店頭表示、HP、口頭いずれかの方法による提示という理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
<p>第4号価格の提示は、口頭の提示でも差し支えないとの理解でよいか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
<p>第4号</p> <p>委託者等が価格その他の数値等の提示を要求できる期間について定めがない。</p>	<p>提示する期間や方法については監督指針で規定する予定です。</p>
<p>第4号</p> <p>価格の提示は、個別の取引時点の価格の提示の他、提示した日の四本値の価格表あるいはチャートなど記録が簡便で且つ委託者等が取引をした時に表示された価格について推察できるような合理的な方法での提示を認めて頂きたいと思います。</p>	
<p>第4号</p> <p>システム障害等を原因とした異常値を削除するべきと考えられるがどうか。</p>	<p>異常値についての説明を求められた場合には応じる必要があり、データそのものを削除するのは適当ではないと考えます。</p>
<p>第4号</p> <p>取引に至らなかった時における提示した価格については後日の提示の必要は無いと言うことで宜しいでしょうか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
<p>契約の定められた証拠金に不足する状態での建玉を全面的に禁止すべきである。このような取引は、商品取引では「無敷・薄敷」などと呼ばれているが、結局、顧客の資力を無視した建て玉をすることにほ</p>	<p>証拠金不足の状況についてロスカットルールや追証の規定は説明する必要があり、金融先物取引業者は顧客に説明したルール則り業務を行う必要があります。また、ご指摘のような行為は適合性の</p>

かならない。	原則の観点からも問題があると考えます。
改正商品取引所法に伴い制定されたガイドラインのように具体的内容を盛り込むべき。特に、新規委託者保護措置を講じていない状況、65歳以上の高齢者を勧誘している状況、年収1000万（1500万円）未満の者を勧誘している状況、退職者、年金生活者を勧誘している状況を追加すべき。	今後、事例を積み重ねることで、具体的な数値を規定することができるかもしれませんが、現時点において一律に数値基準を規定することは困難であり、個々の事案ごとに個別に判断するものと考えます。
第26条（業務に関する帳簿書類）関係	
帳簿書類については、「金融先物取引業の業務全般を統括する営業所等において（中略）作成し、保存しなければならない」としたうえで、第3項で、「第1項に規定する営業所等以外の営業所等においても、同項第1号及び第2号に掲げる帳簿書類を作成し、これを保存しなければならない」としているが、いずれかで作成・保存すれば足りるよう修正いただくことを要望する。	ご指摘を踏まえて修正することとします。
本条および本条の規定根拠となる法第78条においては、帳簿書類の媒体および保管方法等が明示されていないので、電磁的記録による帳簿書類の作成・保管が可能であるならば、その旨が条文内で明記されていた方が、より分かりやすくなり良いと思います。	いわゆるe文書法の対象になっており、電磁的記録での保存が可能です。
証券会社に関する内閣府令第60条第3項から第6項に規定されているような、業務に関する書類の作成若しくは一部の記載の省略ができる旨の規定を設けて頂きたいお願い致します。	法で規定する法定帳簿は証券会社よりも少なく、過大な負担になると考えられないことから、帳簿の作成を省略する規定は定めていません。
以下の内容を追加すべき 「個々の顧客にかかる第1項の帳簿は、当該顧客との取引が終了してから10年間これを保存しなければならない。」	現行の規定で「少なくとも5年間、これを保存しなければならない」としており、これを10年間に変更する理由が明確でなく、現行の規定の変更は行っていません。

<p>以下の内容を追加すべき</p> <p>「金融先物取引にかかる事故による損害賠償請求又はその準備に必要であるとして、顧客又はその顧客の代理人弁護士から、当該顧客に関する第1項の帳簿、金融先物取引業者の自己玉の状況を示す帳簿及びカバー取引の内容を示す帳簿について開示を求められた場合には、該当する帳簿を、速やかに開示しなければならない。</p>	<p>損害賠償請求手続きにおいて解決すべきものと考えます。</p>
<p>施行日が迫っており、施行日までに新たな書面・帳票を作成することは困難であるため、既存の書面・帳票での代替等が可能となる措置を講じていただくよう要望する。</p>	<p>施行日時点で金融先物取引業を行っており、かつ、帳簿の作成保存を行っている金融先物取引業者については、経過措置を設ける予定です。また、金融先物取引業者であっても、金融先物取引業の受託等に該当しない取引については適用外と考えます。</p>
<p>銀行等では現状の事務処理があり新たにこれに対応するには多大な事務負担が新たにかかります。適用除外等の措置を御願いたします。</p> <p>また法78条（業務に関する帳簿書類）につきましては「金融先物取引業者は」となっており、「金融先物取引の受託等」ではないため、業者登録をさせていただきますと、たとえ、一般顧客を相手にしない取引についても適用ありということでしょうか。</p>	
<p>第28条（業務又は財産の状況に関する説明事項）関係</p>	
<p>銀行等の金融機関は、法第82条1項に規定する「自己資本規制比率」の記載は不要との理解でよいか。</p>	<p>自己資本規制比率の届出の適用除外となっている金融先物取引業者については、「自己資本規制比率」は不要と考えます。</p>
<p>「業務又は財産の状況に関する説明事項」については、銀行法21条に基づく「業務及び財産の状況に関する説明書類」と兼用して作成して差し支えないとの理解でよいか。また、この場合、重複する内容については、二重に記載することを要しないとの理解でよいか。</p>	<p>他の法令により作成する説明書類で記載内容が重複する場合には兼用して結構です。また、他の法令と縦覧に供する時期が相違する場合については記載内容の一部省略ができるよう修正します。</p>
<p>証券会社として届出業務により金融先物取引業を兼業しているときにおいて、証券会社府令第34条規定の事項に、第28条規定の事項であって証券会社府令第34条規定でない事項を加えることを要件として、法第80条規定の書面は証取法第50条規定</p>	



<p>の書面と兼用して作成し、公衆の縦覧に供することを認めて頂きたくお願い致します。</p>	
<p>法第 79 条 1 項、第 2 項の事業報告書、業務財産報告書には、委託者の損得に関する事項を記載すべきである。</p>	<p>顧客ごとの損益内容を記載することは、書類の量や作成事務の膨大化等から適当ではないと考えます。</p>
<p>第 29 条（金融先物取引責任準備金）関係</p>	
<p>被害者の損害の補填にあてるための責任準備金を、店頭金融先物取引を行う業者が積み建てなくてよいというのは本末転倒である。前年度末の受託残高の 0.3%程度を基準にすべき</p>	<p>店頭金融先物取引は契約当事者間の債権債務であり、金融先物取引業者の財務の健全性が重要であることから、今回導入した自己資本規制比率では保有資産のリスク及び事務の執行に係るオペレーショナルリスクも含め規制しているものです。</p>
<p>外国為替証拠金取引について、金融先物取引業者に金融先物取引責任準備金の積み立てを義務付けること。</p>	<p>ご指摘の件については、自己資本規制との関係で検討することが適当と考えます。</p>
<p>専ら店頭金融先物取引のみを行なう金融先物取引業者は金融先物取引準備金の積み立てが不要と解されるかどうか。</p>	
<p>第 29 条の 2（届出事項）関係</p>	
<p>「訴訟若しくは調停の当事者となった場合」とは、あくまで「金融先物取引業に関して」との理解でよいか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
<p>第 29 条の 6（受託等に係る財産の管理方法）関係</p>	
<p>預金を入れる事には不安があります。また、金銭信託に限定する意味がないのではないのでしょうか。受益者、委託者の指定ができる信託運用とするだけで、運用商品の中身についてはフリーとすることはどうでしょうか</p>	<p>受託等に係る財産の管理方法は、現行の規定と同様、預金と金銭信託のいずれかを選択するものでありますが、第 19 条（契約締結前の書面の交付）により、法第 91 条に基づく財産の管理方法について業者は顧客に対し交付し説明することを義務づけており、顧客は各金融先物取引業者の区分管理の状況等を比較して、最適と考える金融先物取引業者を選択するものと考えます。</p>
<p>証券取引法の「顧客分別信託」（証券会社の分別保管に関する内閣府令）、商品取引所法の「分離保管預託契約＋分離保管譲渡型弁済契約」「保証委託契約＋分離保管保証型弁済契約」「分離保管指定信託契約＋分離保管普通信託型弁済契約」（旧施行規則 43 条）と同程度の規定を設けるべきである。</p>	

<p>「金融先物取引業者がカバー取引相手方としてカバー取引を行い、特定の業者に預託した委託証拠金等に相当する金銭」については、前2号を適用しないとしているが、これも問題である。府令第29条の6第1項第3号は削除すべきである。</p>	<p>金融先物取引業者にカバー取引は義務付けてはいないものの、金融先物取引業者がカバー取引を行うことは、金融先物取引業者が負うリスクをヘッジすることができ、委託者等の保護にも繋がるものと考えます。しかし、顧客から預託を受けた証拠金等と別にカバー取引のための資金を調達することは、金融先物取引業者に多大な負担となることから、特定の業者にカバー取引として預託した金銭には、預金や信託を義務付けず、顧客にはその管理方法を説明することを義務付けています。</p>
<p>第29条の6第1項第3号 少なくとも定期的に残高の確認をとるなどの方法による保全措置を図り、委託者の保護の徹底を期すことは是非とも必要である。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正します。</p>
<p>第19条4号ハ 店頭金融先物取引につき、カバー取引相手方及び媒介等相手方という区分けがなされています。一方、第29条の6（受託等に係る財産の管理方法）の3号にも、カバー取引相手方のみならず、媒介等相手方も含まれるべきであると考えます。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正します。</p>
<p>第30条の2（外務員登録原簿の記載事項）関係</p>	
<p>法第95条の外務員の登録原簿には、外務員の住所も登録事項とすべき。</p>	<p>外務員の住所を記載する必要性が不明であり、住所変更ごとに変更登録が必要になるなど、登録事項とすることは適当ではないと考えます。</p>
<p>外務員登録申請書の書式ならびに添付書類について、弾力的な対応を認めていただきたい。また、新規登録・変更・抹消等に伴う届出について、その猶予期間を最大6ヶ月程度認めていただきたい。</p>	<p>外務員の登録原簿と実際の内容が6月間相違している状況が存在することは、問題が生ずるおそれがあり、猶予期間を設けることは適当ではないと考えます。</p>
<p>別表4（金融先物取引注文伝票）関係</p>	
<p>金融先物取引注文伝票の作成について、現行事務ガイドラインでは、自己取引に係る記載は要しない旨記載されている。事務ガイドラインに基づき、カバー取引（自己取引）は作成しなくてもよいか。</p>	<p>取引所金融先物取引についての自己売買は、金融先物取引業ではないことから注文伝票の作成は必要ありませんが、店頭金融先物取引については自己売買も金融先物取引業であるため作成する必要があると考えます。</p>

<p>「記載上の注意」第 6 において、「取引業者」とご ざいますが、これは媒介、取次ぎ又は代理の場合に おける媒介先、取次ぎ先又は代理を行う先のことと 理解しておりますが宜しいでしょうか。</p>	<p>「取引業者」については記載の必要性等を検討し 削除することとします。</p>
<p>証券会社に関する内閣府令の「別表第 8 1. 注文伝 票の記載要領等の第 10」と同様に、店頭金融先物取 引については、記載内容事項の内容を盛り込んだ取 引契約書をもって注文伝票とすることが出来るこ ととして頂きたいお願い致します。</p>	<p>注文伝票の記載事項が記載されていれば、注文伝 票として取り扱っても結構です。</p>
<p>証券会社に関する内閣府令の「別表第 8 1. 注文伝 票の記載要領等の第 11」と同様に、コンピューター への直接入力により注文伝票の作成を行う場合は 一覽票形式で注文伝票を作成できることとして頂 きたいお願い致します。</p>	<p>ご指摘を踏まえ監督指針にて規定することとしま す。</p>
<p>証券会社に関する内閣府令の「別表第 8 1. 注文伝 票の記載要領等の第 14」と同様に、第 20 条第 5 項 の規定により法第 71 条の規定による書面を交付し ない委託者等の場合であって、当該委託者等と当該 委託者等の資産に係る運用指図者が異なるときは、 運用指図者から受託した取引について当該運用指 図者とする事ができることとして頂きたいお願い 致します。</p>	<p>注文伝票等については、顧客名を委託者等とする のが本来の記載方法であり、例外的な取扱いは混 乱を招く恐れがあります。有価証券取引を対象と する証券取引法とは規制対象取引の性格や取引量 等が相違しており、全ての規定において同一の例 外規定を定めることが適当というわけではなく、 金融先物取引法においてはご指摘のような例外規 定を設ける必要性は現時点では認められないと考 えます。</p>
<p>証券会社に関する内閣府令の「別表第 8 2. 取引日 記帳の記載要領等の第 10」と同様に、第 20 条第 5 項の規定により法第 71 条の規定による書面を交付 しない委託者等の場合であって、当該委託者等と当 該委託者等の資産に係る運用指図者が異なるとき は、運用指図者から受託した取引について当該運用 指図者とする事ができることとして頂きたいお願い 致します。</p>	
<p>別表 4（金融先物取引元帳）関係</p>	
<p>金融先物取引元帳等の作成について、当該帳票に記 載する日付は、当社の当日の定義をもとに記載する ことは問題ないか。</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>
<p>「記載上の注意」第 6 については、為替証拠金取引</p>	<p>そのような理解で結構です。</p>

<p>における未決済建て玉に日々上乗せされるスワップ金利の額を日々記帳してくことを指していると理解しておりますが宜しいでしょうか。</p>	
<p>「自己の計算によるものと委託者等の計算によるものは区別して記載し」とあるが、店頭取引では、委託者等の計算による取引は全て自己の計算による取引である。すなわち、取引は①自己の計算による委託者のカバー取引、②委託者等の計算による取引、③純粋な自己の計算による取引、の3つに区分されるが、この3つをそれぞれ区分して記載するという理解でよいのか？</p>	<p>自己の計算による取引には、顧客の相手方となる取引、カバー取引、顧客の取引に関連しない純粋な自己取引等があると考えますが、委託者等の計算によるものと区別してあればいいと考えます。また、カバー取引の場合等で金融先物取引の受託等に該当しない取引については適用外と考えますので、記載を要しません。</p>
<p>別表4（証拠金等元帳）関係</p>	
<p>記載事項3 スパン方式という表現がなされているが、スパンは登録商標であるため、素直に「リスクの額等に応じた証拠金方式」という言い方が自然ではないか。</p>	<p>ご指摘を踏まえて修正します。</p>
<p>別表様式第5号（事業報告書）関係</p>	
<p>大口委託者の状況 ①「大口委託者の状況」では、店頭の顧客が含まれる表現になっていない。「大口委託者等の状況」とされたい。②換算レートでTTの仲値とある場合は、当社指定銀行のそれを用いるということではないか。</p>	<p>①ご指摘を踏まえて修正します。 ②そのような理解で結構です。</p>
<p>(17) 店頭金融先物取引の受託等の取引に係る収支状況 ①上段が収入にかかる項目で、下段が支出にかかる項目になっているが、当該期間の委託者等すべての売買差損益を通算して当社から見て、益の場合は上段の「売買差益」に記載し、損失の場合は「売買差損」に記載するのか？それとも取引口座ごとに当該期間の売買損益を通算し益であるものの合計と損であったものの合計を別々に両建てして記載するのか。②売買損益については期末の社内レートで評</p>	<p>①全ての売買損益を通算して上段か下段に記載する方法でも、取引ごとに上段と下段に分けて記載する方法でも結構です。 ②そのような理解で結構です。</p>

<p>価した評価損益も計算に含めることでよいか。③また、その他収益・支出にスワップポイントの授受による収支等を記載することになっているが、売買損益に含まれてしまうルールで決済している場合はどうなるのか。④手数料としてマークアップ方式を採用している当社の場合受入手数料としての数値を会計上計上していない。その分は売買損益に計上されている。それでいいか。</p>	<p>③スワップポイントについてはその他の収益項目に記載することになります。</p> <p>④会計上手数料として計上していない場合には、売買損益に含まれると考えます。</p>
<p>銀行法施行規則関係</p>	
<p>第13条の2第2項 本項については、今回改正されないが、「店頭金融先物取引」の定義が拡大しても、これまで銀行が行っていた「金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ、又は代理」に該当するものについては、一般顧客との相対の場合を除き、従前どおり取り扱うことができるとの理解でよいか。</p>	<p>今回の法改正により店頭金融先物取引の媒介・取次ぎ・代理が金融先物取引業として位置付けられたことから、第13条の2第2項から店頭金融先物取引の媒介・取次ぎ・代理を削除することしました。他の金融機関の規則も同様です。</p>
<p>第13条の2第2項 現行規則では店頭金融先物取引がその媒介等できない金融等デリバティブ取引となっております。新銀行法施行規則案では金融等デリバティブ取引のうち店頭金融先物取引となるものは一般顧客との取引を除く店頭金融先物取引などと存じます。店頭金融先物取引の文言を削除する方向でご検討願えませんでしょうか。長期信用銀行法施行規則、その他の金融機関の規則においても同様かと存じます。</p>	
<p>第13条の2第1号から第4号において「金融等デリバティブ取引」から一般顧客と相対での店頭金融先物取引を除くというのは新銀行法第10条2項第13号「金融先物取引の受託等」にすでに入っているからと思料いたします。現行銀行法施行規則の第13条の2第1号金利先渡取引、第2号為替先渡取引、第3号直物為替先渡取引はすべて新金融先物取引法2条4項の店頭金融先物取引という理解でしょうか。</p>	<p>金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引は、基本的には店頭金融先物取引に該当すると考えますが、最終的に個別の取引ごとに判断することになります。</p>

証券会社に関する内閣府令関係	
第 24 条における証券会社に許された兼業業務として、「有価証券関連以外のデリバティブ取引」における規定で「一般顧客に対する店頭金融先物取引」が今回除かれており、この新たに付け加えた条件を取り除いていただくか、プロの定義の範囲を拡大していただきたい。	証券取引法第 34 条第 2 項第 3 号と第 5 号の業務が重複しないようにするためにご指摘の文言を加える改正をすることとしていましたが、法律上で重複を避ける規定が設けられていることから府令の改正は行わないこととしました。
第 24 条「一般顧客（プロでない者）」は、銀行法施行規則第 13 条の 2 にあるように「一般顧客（金融先物取引法第 2 条第 11 項第 2 号に規定する一般顧客をいう。）」の誤りでしょうか。	
金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引のそれぞれについて店頭金融先物取引に該当するものとしがないものがありうる前提で規定されている。当社は、外国為替保証金取引を第 24 条第 3 号の直物為替先渡取引で届出ているが、直物為替先渡取引に該当して、かつ店頭金融先物取引に該当しない取引はどのようなものか。	金利先渡取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引は、基本的には店頭金融先物取引に該当すると考えますが、最終的には具体的な取引ごとに判断することになります。
その他	
今回の取引対象を事務ガイドライン、監督指針等において明記されることを切に要望いたします。	店頭金融先物取引に該当するか否かは、法第 2 条第 4 項の定義に該当するか否かで判断することとなります。店頭取引は相対取引であることから、顧客等のニーズに合わせて多数のアレンジされた商品があり、その名称についても各社で使い方が異なる可能性もあります。したがって、一般に使われている取引名称により対象取引を明記するのは困難であり、個々の取引毎に定義に該当するか判断する必要があると考えます。